

1 議事日程(第3号)

(令和7年第2回久山町議会3月定例会)

令和7年3月14日

午後1時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

- ・総務文教常任委員会調査報告
- ・産業建設常任委員会調査報告

日程第2 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

日程第3 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (7久山町条例第5号)

日程第4 議案第10号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第6号)

日程第5 議案第11号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第7号)

日程第6 議案第12号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第8号)

日程第7 議案第13号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第9号)

日程第8 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第10号)

日程第9 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第11号)

日程第10 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第11 議案第17号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第8号)

日程第12 議案第18号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第19号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第20号 令和7年度久山町一般会計予算

日程第15 議案第21号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算

日程第16 議案第22号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第23号 令和7年度久山町水道事業会計予算

日程第18 議案第24号 令和7年度久山町公共下水道事業会計予算

- 日程第19 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について
日程第20 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について
日程第21 発議第1号 久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
(7久山町条例第12号)
日程第22 陳情第2号 中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書
日程第23 議員派遣の件
日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(9名)

2番	久 芳 正 司	3番	阿 部 哲
4番	本 田 光	5番	末 松 裕
6番	阿 部 恒 久	7番	山 野 久 生
8番	荒 卷 時 雄	9番	佐 伯 勝 宣
10番	只 松 秀 喜		

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

1番 阿 部 文 俊

4 会議録署名議員

6番 阿 部 恒 久 7番 山 野 久 生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三千代
教 育 長	重 松 宏 明	総 務 課 長	久 芳 浩 二
経営デザイン課長	小 森 政 彦	税 務 課 長	川 上 克 彦
町民生活課長	井 上 英 貴	健 康 課 長	亀 井 玲 子
福 祉 課 長	稲 永 み き	都 市 整 備 課 長	大 嶋 昌 広
産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介	会 計 管 理 者	横 山 正 利
教 育 課 長	江 上 智 恵	上 下 水 道 課 長	平 尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 篠 原 正 継 議会事務局書記 淀 川 裕 和

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午後1時30分

○議長（只松秀喜君） ただ今から本日の会議を開きます。

本日、1番阿部文俊議員から欠席届が出ております。

本日の出席議員9名であります。よって議会は成立いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（只松秀喜君） 日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、総務文教常任委員会の委員会調査報告を求めます。

総務文教常任委員会、山野委員長。

○7番（山野久生君） それでは総務文教常任委員会の調査報告を行います。

本委員会に付託された調査事件について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査内容、食育について。

調査目的、食育基本法が平成17年6月に制定され、食育の重要性が広く認識されるようになった昨今、久山町では、令和2年3月に食育推進計画が策定され、地域に根差した食育活動が進められている。本調査は、久山町における食育推進の現状と課題を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果、久山町では食育に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために久山町食育推進計画を策定している。当該計画では、四つの目指す方向について、それぞれ実施していく施策をあげている。①家庭、地域における食育の推進②学校・幼稚園・保育所等における食育の推進③地産地消の推進④地域が一体となった食育の推進、を掲げている。

主な施策として①家庭・地域における食育の推進、九州大学久山町研究所と中村学園大学との連携による健康づくりに注力し、生活習慣病予防健診での個別栄養相談の充実を図っている。②学校・幼稚園・保育所等における食育の推進、食に関する体験活動として、小学校・中学校における「手作り弁当の日」を実施している。③地産地消の推進、環境に配慮した安全な農産物を学校給食に供給する取り組みを進めている。④地域が一体となった食育の推進、子ども料理教室など、関係機関と連携したイベントの開催や啓発活動を実施している。

また、総務文教常任委員会では視察研修として徳島県神山町を訪問し、先進地における取り組みについて調査した。神山町では、町が出資するNPO法人が農業と食文化の地域

内循環システムを構築している。この取り組みでは、食育から「食農」という考え方を導入し、農業の担い手を育成しており、NPO法人の存在が地域にとって非常に大きな役割を果たしている。

まとめ、久山町では食育、健康づくり、農業などさまざまな分野で食育に取り組んでいる。しかし、食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進む一方で、農業の担い手不足により、作付面積の減少が見られるなど、社会の変化に迅速に対応することが難しくなっている。さらに、近年では中学校全員給食を求める声があるなど、食育の重要性が一層認識されるようになっている。

新たな社会課題に対応するためには、NPO法人設立を視野に入れた新たな取り組みが不可欠であり、地域の力を集結し、持続可能な食育を実現するために、地域全体で一丸となった活動が必要である。食は命の源であり、私たちが生きていくために欠かせないものである。健康で豊かに、そして活力ある生活を送るために、食育に関する機関が連携して、久山町の風土に合った食育の推進に注力していただきたい。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 次に、産業建設常任委員会の委員会調査報告を求めます。

産業建設常任委員会、阿部委員長。

○3番（阿部 哲君） 産業建設常任委員会調査報告を行います。

本委員会に付託された調査事件について、久山町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1件目、調査内容、総合運動公園事業について。

調査目的、都市計画に基づき事業認可を受け、整備をしている久山町総合運動公園の整備内容、進捗状況に関して調査するものである。

調査結果、総合運動公園については、BグラウンドおよびCグラウンドともに、補助金を活用しながら、少しずつ整備を進められている。しかし、単に道路や広場を整備するだけでは町民にとって意義のある施設とはならない。興味や関心を引くためには、さらなる創意工夫が必要である。担当課だけでアイデアを生み出すには限界があるため、町全体で意見を出し合い施設の公開や活用に向けた具体的なビジョンを共有することが求められる。当初の計画から時間が経過している現状も踏まえ、いま一度、今後の計画を再考してほしい。また、民間活用を視野に入れる場合にも、町として明確な方針や、目標を設定することが不可欠である。これまでの投資を無駄にせず、地域の価値を高める施設づくりを目指すべきである。さらに、完成後の維持管理についても慎重に検討し、長期的な視点で、計画を立てる必要がある。町民に愛され活用される公園を実現するには、計画段階か

らの工夫と協力が欠かせない。今後も引き続き検討を重ね、できるだけ早期に施設の公開や活用ができるよう努めてほしい。

次に、2件目。調査内容。農業振興について(担い手育成、特産品開発)。

調査目的、農業従事者の高齢化、後継者不足で耕作放棄地が増加する恐れや、有害鳥獣対策の必要性、特産品開発の現状と、本町農業の将来運営について調査するものである。

調査結果、農業の担い手不足については、本町だけの問題でなく、国、各自治体も解決策に苦慮している状態である。有害鳥獣対策、水田の水管理は、ため池の管理を含め、今後も十分な対策が必要である。将来的な農業の在り方については、町長の考えも踏まえ、農業委員会、農区長会、農業従事者で10年程度のスパンを設定し、十分協議しながら検討が必要であろうと考える。この問題は、明確な解決策を見いだせないところに、難しさがある。今後も引き続き検討を重ね、農業の継続が可能となるよう、農業者への支援に努めてほしい。

以上報告終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(只松秀喜君) 日程第2、議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(只松秀喜君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(只松秀喜君) 討論なしと認めます。

議案第8号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(只松秀喜君) 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第9号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第9号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第10号 久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第10号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第10号久山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第11号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第11号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第12号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第12号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第12号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第13号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第13号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第15号 久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第16号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第16号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第17号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第17号令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部議員。

○6番（阿部恒久君） 二つの件について質問します。

まず総務費の一般管理費のところで減額補正が出ておりました、その理由を確認しましたところ、退職者が2名出たということでありました。退職については個人的な事情があるかもしれませんが、町としては職場環境や育成プログラム等の問題がなかったか、やっぱり確認する必要があるのではないかと思います。その点について、町長としてどのように考えているのかという1点。

それからもう一つ、常日頃部下の育成について課長の皆さん方にどのようなことを求めているのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、できればこの町で採用して、最後まで町民の皆さんのために久山町の発展のため尽くしていただけるっていう職員の方がやはり久山町にとっては、今後でも育てていくことが大事だと思っております。

ただ一方で、退職っていうこと、これはもう一般でもそうですし、離職で次の自分のステップのために違うところに就職されるというのはもう久山町としても公務員であっても、どこの役所でももう起こってることでありますので、これに対して、やはり本人がそれを希望するのであれば、そこはもうやむを得ないところがあると思います。

ですからそういうことも今後踏まえた上で、職員の人材をどう育成していくかっていうのは考えていかなきゃいけないと思います。

後は、部下と職員ということですけど、基本的には私は就任当初からお話ししてますように、やはり町民の皆さんにとって1番いいことをしっかり考えていくことが大事だということは何も変わりません。当然そのためにいろんな事業をつくっていく上でも、最終的に何が問題で、何を解決しなきゃいけないのか、手段の議論じゃなく課題の議論をしなきゃいけないということを管理職も、職員の皆さんにも伝えながらやっているところでありませぬ。

それで今、いろんな面で社会的価値観、そういうものが変わってきました。ただやはりそこだけはしっかり伝えながらも、職員の皆さんの立場に応じて、いろんな悩み等についてはしっかりと管理職等にも話を聞きながらやっていくっていうのは課長会でも統一した方向性としては持っている、そういう形になってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。離職について、本人の希望であればこれはいた仕方ないというのは、いろいろあると思うんですけども、お聞きした中で職場環境とか育成プログラム等の問題がないかということの点検については、触れられなかったんですが、いかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ある程度やはりこれは仕事ですから、私たち職員として確かにその方々の職員の悩みいろんなものに寄り添っていくということは当然やっていかなきゃいけません。

ただ一方で、それに対しては、町の職員としてこういうふうな形でやっぱり考えていかなきゃいけない。それによってやはり厳しい指導というのを上司、私も含めて、行っていくことは当然必要だと思っております。それは愛情を持ってやっていくことは当然大事だと思

ますが、それに対して、実際やはり職場として自分のモチベーションがどうしてもそれに無いってことであれば、そこはやむを得ない部分も出てくるんじゃないかと私は思っています。当然そういうことに対して起こってきたときに、できるだけそういうふうにならないために何かというやっぱり、ここで働く意義っていうのをいかに提供していくことが大事ですけど、職場関係を変えていく、そして今回議会の皆さんにですね12月の議会です承いただきましたように給与面のアップとか、そういうことにはしっかり取り組んでいってますんで、その職場環境について従前よりもはるかに上に上がってきてると思います。その改善は引き続きやっていきたいというのは思っています。働きやすい職場をつくっていくということは、やはり久山の役場で働きたいという新しい職員の確保にもなりますので、その点はしっかり努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） いろんな施策を実行する上でやっぱりマンパワーといいますか、人間力というのは最後の決め手というか1番大きな要素になると思えますので、ぜひ優秀な人材を確保して育成していただくようにお願いします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第17号令和6年度久山町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第18号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第18号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第19号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第19号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第19号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第20号 令和7年度久山町一般会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第20号令和7年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 令和7年度一般会計当初予算に対して、3点ほど質疑いたします。

まず最初は、バイオ炭効果検証水田管理委託料が37万円、57ページに載っております。私は、循環型農業の施策の一部分の検証だろうと私自身思っておりますので、経営デザイン課でやるよりも産業振興課で進めた方が直接関与があっているのではないかと考えておりますが、町長の方ではそのような捉え方でなくもっと深い考えがあるのではと推察いたします。説明可能な範囲でお願いいたします。

2番目に、オリーブ栽培事業費、302万9,000円、これも104ページでございます。現在のオリーブ園事業は、その付近の開発が行われるまでは、現在のまま、今の費用を使って継続されると認識しております。子どもたちの学習や、オリーブ収穫イベントに参加する町民も喜んでおられたと聞いております。今まで管理指導された会社が撤退すると、議案説明会でお聞きいたしました。そこで、何の理由で、経営デザイン課より産業振興課の管轄に移行されたのかと、指導会社撤退の理由も含めて説明していただけたらと思います。よろしくお願いたします。

3点目に、旧親和荘利活用基本計画策定業務委託708万6,000円、これも57ページに載っております。旧親和荘は解体したらという意見もございましたが、この地域は町の施設も多く点在していて、それも含めて活用すると、いうことで駐車場用地も購入し確保している次第でございます。このように、今後どのようにしていくのか、余り漠然としていて、分かりません。いつの時期が来たらこういうふうな構想やその想定効果が、公開できるのでしょうか。でないと、このような予算を承認するかしないかと判断が大変難しく思っております。

以上の3点についてよろしくお願いたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ちょっと3点ということで、もし私の回答で足りないところがあれば、またちょっと質疑をお願いしたいなと思います。

まず1点目、バイオ炭の効果検証事業についてです。確かにバイオ炭をして米を作るということであれば荒巻議員さんがおっしゃってる通り産業振興課でやるべき事業であるということは当然私の方も思っています。ただ一方で、これは米を作る事業ではなく、米をいかにブランド化をして商品につなげていく、もしくは町内で循環していくかという、これはあくまで戦略でございます。ですからその戦略を検証していく上で、まずそのバイオ

炭の検証をやりながらそちらの方も同時に検証してセットになるというふうに考えております。私の当初の挨拶でも、今回の議会の当初の挨拶で言いましたが、やはりこれから戦略をしっかりと立てていって、それをやっていくためにその戦略がしっかりプロセスとして最初から最後までつながってる。栽培だと最初だけで終わってしまいます。でもこれから久山町のいろんな事業をブランド化していくためには、最後のところ、食までを考えたというプロセスを仕組みとしてつくっていくということが大事であり、それがやはり企業参加を呼ぶことになりますので、今の時点では私は経営デザイン課で行うべきだと思ってます。そのため今回予算を経営デザイン課につけてます。この事業の検証した上で栽培をまた広げていくっていう場合は、その分については産業振興課につないでいくということは必然的に必要だというふうに理解しています。そういう説明でよろしいでしょうか。続けて大丈夫ですかね。

2番目がオリーブ栽培事業です。予算を産業振興課に移したっていうのは、あくまでこれはもう以前から検討はしてたところになります。ただ一方で今回、産業振興課に移したっていう理由につきましては、実際昨年から経営デザイン課とは両課で実際取り組んでました。今荒巻議員さんが心配されるような収穫体験とかそういうのは継続して観光面として産業振興課で実行するということで、引き継ぎを行っています。もう一つは、今後このオリーブをやっていく上で、来年度から石けんとかそういうハンドクリームというものに、オリーブの活用を実際にやっていく加工品にやっていくっていうところもありますので、産業振興課に移すっていうタイミングだったと思ってますんで私はそういうふうにしたしました。もう一つオリーブの委託ですね、その会社さんの撤退理由ということなんです。私の方にそちらの会社の方から連絡をいただいております。実際に一つが九州のオリーブ栽培自体がもうすでに高齢化で、規模が縮小になりつつあると、ほかの栽培場がそういう状況で市場自体も縮小傾向にあると。実際に苗木とか資材も円安の影響で大変厳しい状況になってきてると。昨年まで縮小しながら何とか事業を対応してましたが、方向転換はやむを得ないということで、来年度は法人をたたむことになったというお話をいただいております。議員のご心配のように委託がやったことはどうなっていくかということなんです。引き続き栽培についてのそういうノウハウを教えていただくってことはやっていきますよというのもいただいておりますが、今までの管理っていうのは今回町民の方がおられますがそちらの方にその分についてはしっかりやっていただけるようにお話をした上で予算計上させていただいてるというのが現状になってますんで、基本的には、今の現状と変わることはないというふうにご理解いただきたいと思います。逆に加工品について少し開発を進めるという状況になっているということです。

最後に3番目に親和荘でございます。親和荘については、実際にあそこを公共施設として利用していくっていうのは、2年前ですかね総務の方で作って、議会の方にもご説明を概略で説明させていただいて、今年度土地を購入させていただきました。地元要望も含めた上でレスポアール、周辺の施設を考えると、公共施設で利用していきたいというのはですね、議会の方でもお話をさせていただいたのは変わってません。来年度ですね、予算計上してますように、あそこの親和荘、実際に公共施設としてどのように活用していくかっていうことが、ある程度方向性等決まりますので、来年度にその事業として業務委託を行った後に、その分については皆さんにある程度の方向性を示せるんじゃないかと思えます。今年度は実際にあそこの利活用についていろいろな議論というのは深めてきました。いろんなアーティストとかそういう方々、事業をやっていく上で、そこの活用についてというヒアリング等もやってます。ですからそういう形で来年度が本格的にあそこの利用計画を決めていく方針となっていくということでご理解いただきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） バイオ炭のことも全体の食まで含めたプロセスということで大体理解できましたし、オリーブ栽培事業も間違いなくまた続けていかれるということですけども、最終的にやはり私は述べたようにこのオリーブ園というのは、この辺の開発が始めればまた考えていくということでしょうかね。その点はどうですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。すいません私の方から説明すればよかったんですが、基本的に議会でお話ししたように、オリーブ園というのは管理を現状のまましていくという方向性は変わりません。実際にあそこの土地利用、周辺の石切長浦地区の平坦な土地、あの辺の土地利用とセットでそのときについては考えていきたいというのは今もその気持ちは変わりませんので、そういう事業の進行の仕方をやっていくということで考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） その件は分かりました。あと親和荘跡地の問題ですけど、これは来年度に公開する中で、今年度こういう策定業務が必ず必要ということですよ。そういうことであれば認識いたしました。

以上で終わります。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

佐伯議員。

- 9番（佐伯勝宣君） 私は4点あります。今の荒巻議員の質問ともかぶる部分がありますけれどもまたご容赦ください。

まず149ページ、後の方からいきましょう。首羅山整備事業費、6,329万4,000円。また、前年度比の大分これ増額してますが、もう一度何といたしますか、この土地の購入、後になった理由、もちろん町長おっしゃったと思いますけどもそれも改めて、お伺いしたいなど。先になぜ購入しなくて後になったのかということと、何といたしますか全体像が見えなかった部分ですね。もう1回説明いただきたいというものがあります。教育課でも構いません。

2点目ですが、104ページ、親和荘とオリーブ。親和荘の問題。今、隣の8番議員もおっしゃいましたけれども、これがどんどん見えてくるということでしたけども、これまでがどういうふうになってこの活用が始まったのかということも全然見えてきませんでした。アーティストの利用ということもありましたけどそれも議会レベルで全然あがってきてませんでした。ですからこれは町が考えて云々じゃなく、先ほどのこの首羅山のガイダンス施設もかぶるんですが、これコンサルタントに大分頼り過ぎてるんじゃないかなとその点はどうなのかと。これは環境デザイン機構さんをお願いしてるとは思いますけども、大分これ依存してる部分があるんじゃないかなということ、それも含めまして、ちょっと教えていただきたいということが1点。

そして、この同じ104ページのオリーブ。先ほどから出てましたけども、当初私もこれは悲観的に考えていましたけども、九州オリーブファームさんがもう久山町でやらないということで、先方の都合だというふうに今話聞いた限りでは理解しておりますけれども。やはりこのオリーブ事業自体が、やはり外部評価委員からも、これは指摘されてこれもうやめたらどうかという話で。実際もう議会自身も、平成31年3月議会、これは平成最後の議会ですが、ここでも、修正案が出た状況。そういった中で行き詰まってるからもうこれはどげんかせれというふうなサインを出して随分たってますから、もうこれは、そろそろこれやめたらいいんじゃないかなという思いがあった、そういった中で課が変わった。これはどうなんだろうというふうに思っていましたら今多少の説明はありましたが、そしてさらに加工品なんかも、また次年度考えているという。実際これは、展開としてこれどうなのかというその見通し、ちょっと教えていただきたい。そして九州オリーブファームさんは、今回でやめられるのはあくまでも先方の都合なのか。うちのオリーブを見放したというわけじゃないのかということでもうちょっと含めて聞きたいと思います。

そしてもう1点が、バイオ炭ですね、57ページ。町の戦略として町長考えているという

ふうにおっしゃいました。私の質問、一般質問のときにも教えていただきました。しかし今回、質問中私も言いましたように資料が全然出てきてないんですよ。初日の所信表明でも、町長、これは熱心に語られました。そしてこれから町の戦略として展開していくんですしたら、基本計画なんかも今後つくるんでしょう、コンサルにお願いして。しかし今回初期予算で37万円ですかね、あがってきた、それがどういうイメージを持ってそういった戦略的、展開していくのかというそういった絵図、ロードマップの基本的な部分みたいのがまだ全然示されてないんですよ。そういった中で、37万円であってもこれは簡単に承認するというのはどうかなという思いがありましたんで、そういったなぜ資料が出てこないのかということと、そういったイメージをどう考えているか、それを教えていただきたい。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 4項目ですね、今いう話ですね、分かりました。ちょっと首羅山遺跡の用地買収につきまして、後になったというのはちょっと具体的に何の後になったかというのは分かりませんので、ちょっとその回答が難しいって思うんですけど。その経緯につきましてまず教育課長から、土地の購入についての流れをもう一度再度説明をしたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。首羅山遺跡のガイダンス施設につきましては議案説明会の中で、資料もきちっと提示した上でご説明させていただいたと思います。まづもって全体が見えてこないというお話でございましたけれども、もう今できている図面の方もお示しいたしましたし、まづ土地につきましても、その全体の図を見ていただいて議会の方で承認いただかないと購入の方にも進めませんので、今購入をできないという状況だと思えます。きちっと図面の方もお出ししましたので、そちらの方で議会の方のご説明をした後に、今令和7年度計上しておりますので、その予算が通れば購入していくという形が、通常の形だというふうに理解しております。それからコンサルタントの依存というお話がございましたけれども、これは以前も申し上げましたが私どもは決して依存などしておりませんで、今回のガイダンス施設につきましても、福岡県それから首羅山遺跡の指導委員会、それから文化庁まできちっと協議をしながらやっておりますので、そういった依存というお言葉はちょっといかがかなというふうに私は考えました。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 続いて私は親和荘の話ですね。まづもって佐伯議員は環境デザインの

話はよく言われますが、令和6年度にこの親和荘の利用の委託料で、環境デザインはありません。予算上ないんですから、環境デザインに依存するも何も依存しようがないです。ちゃんとまずそこを確認してください。実際、この親和荘についてはもともとの土地を公共施設として利用していくということにしています。実際その間に町に対してアーティストを呼んでいくということは、ある意味そういう今後の移住者とかいろんなことにつながるし、町の発信にもなりました。そちらでアーティストの方がそこでできた制作は、福岡市の賞を取ったということは報告しました。ですから全く知らないということはないんじゃないかと思います。実際、広報にも載りました。ですからそういう効果が生まれてきているということは、やはり必要な場所である。これをいかに活用していくかっていうのが、今後、しっかりつくっていくというのが、令和7年度の取り組みになるというふうにご理解いただきたいなと思います。

オリーブファームにつきましては、もう会社の事情ですから余りその会社さんの状況をこの場で議論するっていうのはちょっといかがなものかなと思います。それはもう会社の方の話ですので、もうおのずと結果的に分かります。それで、佐伯議員が心配されてるような久山町を拒否されたとかいうことは一切ありませんので、その辺安心していただきたいなと思います。行政評価につきましても、実際最終的には令和2年度に出たと思います。それについても、町としても、実際管理費が300万円かかっています。実際その300万円については、これ以上、できるだけ管理を中心としてやっていきたいと。今まで投資もあって木も育っていますから、それについては石切地区の開発、それに合わせた上で、土地利用については最終的に判断したいという話は議会でもお話したとおりですので、そういうふうにご理解いただきたいなと思います。

次にバイオ炭について、37万円というこの事業が、実際に大学企業等が興味を持っていただく。これに対して、全てこういう交渉とか、いろんな話で戦略を練るというのは、私たち行政です。私も含めて職員が一生懸命ですね、話をしながら進めてきて、こういう形まで持ってきたというのが現状ですから、コンサルタントがこの中に、言われてるように入って何かをやってるわけではありませんので、それにつきましても、実際に、役場の中でちゃんと考えた上で、それを具現化するときにはじめて、やはりコンサルタントが必要になってくる。それがやはり皆さんに提示するっていうこと、できるものをつくっていくというのが、私は役割だと思ってますので、今そういう状況になっているというふうにご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 順番に行きましょう。厳しいご意見もまず教育課の方から伺いました。しかし議会として、やはりこの予算を承認する、町民の大事なこういったお金を使うものでございます。それですから、言葉がちょっとこういうふうになるというようなことは、一般的なことでございますのでその点をご理解ご容赦いただきたいと思います。思いましたのは、その土地の購入が後になるか先になるか、それによってやはり町の手出しも増えていく、増減が変わってくるんじゃないかなというふうなものがありましたんで、もちろん、土地を持つての方にやはり有利な形で、進む部分もあるかもしれませんし、それも含めて、お金を使うわけですからその辺はどうなのかと、最初にお金を使えなかったのかなと、そういったものがありましたもので、お聞きした次第ですので、土地のそういった時期、これが変わってくる。いい時期にやっぱり所有者もそういう何と申しますか購入したいっていうのも当然あると思う。その辺がやっぱり変わってきたんじゃないかなと、やはり予算を、これに賛否をする、意思を表明する側として聞いたわけでございます。

それも含めましてちょっともう1点お伺いしたいんですが、文科省の補助金を使うと言いました。何のこれ補助金なのかということをお伺いしたい。それも一緒にちょっとお答えしてもらいたいと思います。

そして、オリーブですね。これはやはりしかし、コンサルといいますかこれはやはりお聞きしなければいけないこととございますので当然議員の町民の予算を、これは判断する、使う判断をする議論ということで、私どもには聞く権利があります。そしてここは公の議会でございますから、当然それは聞いてしかるべき。ですから町長その辺はやはりまたお考え、それこそちょっとまたご理解いただけたらと思いますし、前々からこのオリーブの状況、もうやめたらっていうのは、外部評価委員会からすごくこれは厳しい見方されてるじゃないですか。それで言いましたように平成31年3月議会には、修正案も議会から出て、通った。そういった中でやはり、これ何かあったんじゃないかなと思えば、いつ、やはりこれは、収束するんだろうと、やめるんだろうということまで含めてやはりこれは聞いてしかるべきだと思います。しかし町長の今の、今回の説明もあったように、加工品も考えている。これちょっといい展開かなと思いましたが、しかし、資料が全然ない。どうなってるんだろうと。それもありますので今現状どうなのかと。そういった中で、長年これは担当課でやった魅力づくり推進課を、そして経営デザイン課、それから離れるわけですから、この町の戦略的なもの、この政策推進的なものから離れて、もう農業の方に投げちゃうのかなと思ってちょっと心配してるんですよ。だから、今までが悪かったこのイメージが。確かに一部町民の方喜んでくださっています。しかし経費がかかる。そういった中で、ひょっとしてこのまま消えていくんじゃないかという心配があった。そこら辺も

含めて、これは将来像をどう考えているのかということをもたもう1回伺いたいと思います。

そして親和荘、これ環境デザイン機構の今までの委託契約のデータ一通り、これは入手しました。その中にありましたよ、親和荘って。だからそのことを私言ってるんですよ。そして、またアーティスト的なものはこっちには情報として入ってこない。だからそういった中で果たしてこれが、投資をした分、予算を承認した分効果があるのかというそういった懸念もある、見えてきてませんから、その辺も含めてお聞きしてる次第です。

そしてまたちょっとお答えいただきたいと思いますが、57ページのバイオ炭、これは町長自身が初日にあれだけ熱く語ってくださってるわけですから、そのイメージ図ぐらいやはり出せると思うんですよ。だからそれで37万円、承認するわけですからそれでも37万円といえども、これが将来的に100倍も何百倍も大きくなって帰ってくるわけですから久山町に、やはりその取っかかりの予算、方向性、イメージ、これは図で示してしかるべきだと思うんですけど、それは出せなかったのかということをお聞きしたいと思います。それでいいでしょうか。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず教育委員会の方から。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） ご質問2点につきまして、お答えさせていただきます。まず土地の購入につきましては先ほどから申してます通り、まず計画についての議会のご承認をいただかないと、私どもは土地を購入できないというふうに理解しておりましたので、そういった順番でやっております。それから補助金につきましては来年度の補助金は実施設計につきましては文化庁の補助金でございまして、史跡等総合活用事業補助金でございまして。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずオリーブファームにつきましては、1回目は私お答えしましたよね。ですから2回目に聞くのはもういいんじゃないですか、というつもりで言ったんでそれをご理解いただきたいと思います。だから佐伯議員が1回目に質問したことについては、私は一度答えさせていただいたので、2回目に同じように会社についてのことを聞くのはもういいんじゃないですかというつもりで言いましたので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それと行政評価につきましては、言われる話につきましてですけど、私は就任しているんなことも踏まえた上で、そういう方針、管理をしていくということは言ってますので、当然それについては今までの議会の中で予算を承認いただいておりますので、そこについてはその方針で皆さんの予算の採択を受けてやってるわけですから、それは何ら変わってませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

次にバイオ炭につきましても、実際、戦略っていうことでバイオ炭事業というのはこういうものですよということがその議案説明でもう少し説明を課長ができたならよかったと思います。それは今後課長とも話をしていきたいと思います。もう1点はやはり皆さん、今こういうお話いただきますが、議案説明会の中で、やはり出せるもの出せないものあっても、皆さんがやはり町民の皆さんのために予算化していく上で、必要だと思われることについては、やはり課長も漏れたりすることもありますし、気づかないこともあると思います。ですからぜひ、それについてはその場で、こういうものはないのかってということとかは、聞いていただけると、お互いよりよい議論ができると思いますんで、ぜひ私どももそういう考えでいきますので、議員の方もですね、そういうふうな形で、一緒に議論していただいたらいいなと思います。

親和荘につきましては、当然先ほどからお話ししてます、令和6年度は環境デザインと業務委託をやってません。ですからその以前の土地を買うまでの間の環境デザインがこういう構想というのを作ったということは当然それを踏まえた上で、今年土地購入を予算計上させてもらったということになってますんで、それを具現化していくというのが、今年度の令和7年度の予算ということであげさせていただいてます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 首羅山はいいです。ですから残り3点ですね。

まず、バイオ炭からいきましょう。そのときそのときで資料があったらというふうに町長おっしゃいました。しかし私も一般質問しましたように、資料がこの10数年間でめっきり減ってるんですね。資料があっても、後から見返すかって言われましたら、確かに私もちょっと首を下に向けなきゃいけない状況でございますが、やはり大事な町のこの政策、あるいは予算、これを承認するわけですから、これはある程度の資料の提供というのはやむを得ない、その分、執行部は労力かかります。しかし、バイオ炭、これは町長自身も熱く語られたし、これは将来久山町にとって100倍それ以上の価値がある、利益が返ってくるものだと思っています。しかし、実際のバイオ炭をどう使うか、活用するかっていうのはやはりイメージは、これは持っていかなきゃいけないと思うんですよ。その最初の

37万円であっても、町長のイメージ、これを分かりやすく、表せるもの、それはやっぱりつくってしかるべきだと思うんですよね。こういう流れで将来的に町に効果がありますよと、これ農水省も推奨してるわけじゃないですか。ですから私も、もうごく初歩的なイメージは持ってます。しかしそれがどう利益につながるかというのは残念ながら素人ですか分かりません。しかし町長は理解されてるのであったら、これが将来農業にこうなりますよと、町民にとってこういう循環がきますよというのは、やはり最初の段階で示さなきゃいけません。それは10年前だったら資料出てますよ。それだけは言わせていただきまして、今タブレットもあります。こういうのもありますから、職員が用意するの大変でもタブレットに納めたらいいですから、それはやはりやらなきゃいけない。その次の段階で基本計画っていうのがあると思いますから、そこら辺は大事な一歩ですから、やっていただきたいなという思いがあります。バイオ炭自体も本当にいいものかというのは分かりません。農水省が推奨してるだけで、久山町にひょっとしたら合わないかもしれません。それを判断するのはやっぱり議会だと思いますので、その辺の判断材料をいただきたいというのが1点。

そして親和荘から行きましょう。確かにこれ前年度、環境デザイン機構のコンサルがなかったんであれっと思いました。だからやってないんでしょう。でも前年度の話をしてるわけじゃありません。その前から何ていうかいろいろその計画について、当時の経営デザイン課長が昨年3月に説明した時点、その時点でもう終わってるんですよね、その環境デザイン機構の何ていうかコンサルというのは。ですから、ある程度イメージというのはできてたはず、そこから1年ブランクがあった。そういった中でも、やはりどうなるかっていうのはこの議会もちょっとイメージできていないんですよ。果たしてそれが、町民にとってこれはどれだけプラスになるかという、経済的な効果も。そして、どういうイメージになるかっての全然伝わってませんのでそれも含めてトータルで私、話をしてるんですよ。だから去年は確かにあがってませんが、そのことをこだわって言ってるんじゃない、それだけ申し上げます。

オリーブ事業いきます。町長に負託はされてるのかもしれませんが、ずるずるいってるような気がするんですよね。今まで多額の予算をつぎ込んで。平成31年3月議会で、議会が修正案を出したときも、これまで4,000万以上のお金をつぎ込んでいるんだぞという。今、私が危惧してることと同じようなことを言ってるわけですよ。しかしそこから状況が変わってない。そういった中で、九州オリーブファームさんが引かれるということで、どうしたんだろうと。しかも課が変わる。今までのこの戦略的な位置付けから、このオリーブ事業が後退するんじゃないかという。だったらもうそろそろやめ時も考えなきゃ

いけないんじゃないかというそういった心配をしてたんですよ。しかし、町長がおっしゃったのは、加工品も考えてると。明るい兆しがあるんだなと思いました。その辺も含めてどう考えているのかというのは聞いてしかるべきだと思うんですよ、オリーブファームさんの状況も含めて。ここは議会でございますのでかえってそれは聞けると思います。それも含めて、あえて言います。町長はこれからオリーブ事業をどう考えているか。そしてまたこれはやめることはないのか、お聞きしたいと思います。

(7番山野久生君「すみません、議事進行いいですか」と呼ぶ)

○議長(只松秀喜君) はい。

○7番(山野久生君) 先ほどですね、佐伯議員が修正案のことで、今は出されたと言いましたけど、先ほど通ったと、修正案が。そのように言われましたけど、決して通っていないと思うんですけど、それはちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

○議長(只松秀喜君) 修正案通ったでしょ。

○7番(山野久生君) 修正案は、あの時にされましたけど、修正案は通ってませんので、修正案が通ってないですよ。

○議長(只松秀喜君) 通ってますよね。久芳議員が出された修正案ですよ。通りましたね。

○7番(山野久生君) 通りました。それならすみませんでした。

○9番(佐伯勝宣君) 私の方こそ、資料を用意してくるつもりが遅刻しましたので、できません。ごめんなさい。

○議長(只松秀喜君) もう質問はそれでよろしいですか。

西村町長。

○町長(西村 勝君) これはもう正直ですね、今お話ししてるっていうのは予算の中で、オリーブの件お答えします。ほかの件はもう予算の中の議決の判断っていう話じゃなく、佐伯議員の意見に対しての回答になりますので変わりませんので、もうこれはもうそのままいきたいと思います。オリーブ事業については、要するに、やはりあそこまで育て、シルバー人材の方も一生懸命やられてるっていうこともあります。当然、これを何とか無駄にしないためにも、加工品をチャレンジしていくっていうのはやはり大事なことだと思いますから、それに対して今回やっていくということでご理解をいただきたいなど。だから佐伯議員が言うように、前向きにある範囲の中でやっていくということで私は考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 他にございませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 私は、町長に1件と、それから教育長に1件の質問をいたします。

54ページ、2款総務費、12目交通アクセス対策費につきまして、町長に質問いたします。猪野バス停リニューアル工事が提案されていますが、猪野皇大神宮を核とした形で猪野さくら祭り、そしてまた、久山の木を使うということと併せて、提案されておりますので、それにつきましては賛成するものでございますが、現在、久山町の公共交通の幹線としまして、イコバスがトリアス久山を拠点として、JR篠栗駅バス停を久山の玄関口として今定着してきております。また、利用者も増加してきております。その両方のバス停停留所が雨が降り込んだり、またベンチがずぶ濡れになったり、また冷たい風が吹きつける状況であります。この二つのトリアスバス停、それからJR篠栗駅バス停につきましても何らかの形で改善、改良が必要と考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず猪野のバス停については、当然観光地としてももう定着した猪野にとって、必要なそういうシンボリックなものになってバス利用もある。その周辺が地域の方も使えるような空間をつくっていかうということで、契約が3月まで今最終段階にきてますので、それがある程度固まれば皆さんに共有はできるんじゃないかと思えます。当然、今回猪野バス停の改築については老朽化が原因でまず早急にやらなければいけないということで優先順位を上げました。今議員さんが言われるように、下山田のトリアスも含めて必要な箇所については随時改善をしていきたいというのは思ってますので、そういう形で公共交通の休憩室、バス停も含めて、充実をしていくというのは大事なことだと思ってます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長と教育長と一緒に質問しておかないといけなかったんですが、再度させてもらっていいですか。

○議長（只松秀喜君） 2回です。もう2回目です。

○3番（阿部 哲君） いや、最初に教育長の方がまだ入ってなかったもんですから。

○議長（只松秀喜君） これが2回目として。いいです。

○3番（阿部 哲君） 改めまして教育長の方に、126ページ、10款教育費、3目教育振興費につきまして質問いたします。

教育振興一般経費報償費の説明の中で、今年度から小学校の漢字検定をやめて、ICT

活用コンテストを小・中学校で行うということですが、漢字を書くということは、特に小学校の低学年におきましては、大切なことだと考えます。これにつきまして、教育長のお考えをお尋ねいたします。

それから、バス停につきまして、やはりイコバスがせっかく定着してきております。それから、乗客も増えてきております。その中で、やはりJR篠栗駅バス停の、久山町の玄関口でございますので、やはりそれに見合った形のバス停を考えたり、それからトリアスのバス停におきましても、やはり拠点としてそれから、イコバス、それから西鉄バス、いろんな形であるところが核という形になっておりますので、やはり久山の顔という形もなっていくと思うとですよね。ですから、今後的にそういう改善改良も考えてほしいということで、改めて再度お尋ねいたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） まずICT活用コンテストを小中学校で行うために漢字検定をやめたのではないということは、先にお断りをしておきたいというふうに思っております。漢字検定は、平成24年度から4年生、5年生、6年生の上学年を対象に、久原小学校、山田小学校両小学校で行ってます。級がありまして、級ごとにテキストがあってそれを勉強して漢字検定を受けるという形を13年間、続けてきているところです。本年度は70万円を超える予算をつけているところです。この漢字検定の行う目的は、検定合格を目標に、漢字に親しみ漢字の理解度、習得力を高めるということなんですけれども、大切なことは、事前の勉強ができていくかということなんです。漢字の指導は国語の授業で行うんですけれども、漢字検定のための準備の勉強は授業で行うことができません。教育課程上ないから、そういうふうになります。そういうことでこの漢字検定に向けた勉強を宿題とかですね、子どもに任せてしまうと。頑張る子は頑張るんですけれども、頑張りが不十分な子どもたちもいて、子どもたちが理解して合格レベルに達しているかという先生方がなかなか判断がしにくくなるということです。やめるという決定を下した理由なんですけれども、現在学校の中で漢字検定の時期が近づいてくると、学校は漢検週間といったウィークを何週か設定しまして、昼休みにプレテストをしたり、先生方が漢字の理解が苦手な子ども一人一人について、覚えていない漢字を繰り返し練習させていました。この期間子どもたちは昼休みがなくなりますし、4年生以上の担任の先生、それからフリーの先生、管理職も昼休み子どもの指導にあたるという状況がありました。この昼休みの指導を徹底してやらないと、なかなか目標としている成果が上がらないんですけれども、昼休みを楽しみにしているこの昼休みがなくなったり、昼休みまで指導を教職員に強いたりするということが、学

校として非常に難しくなってきた。これは今回出てきたんじゃなくてこの数年そういうのが学校の方から出てきているということで、本年度もそういうことで、学校としてやめることはできませんかという学校からの相談がありまして、教育委員会として今回、本年度一区切りつけるというふうな判断をした次第でございます。ただし議員がおっしゃられるとおり、漢字の習得とか漢字に親しむということはとても大事なことなので、授業の中ではもちろんしっかりやっていきますし、7年度からは漢字検定はやめますけれども、漢字検定でこれまで使ってきたテキストは学校の中にしっかり残っていますので、下学年3年生以下はですね、校内漢字検定というのをやっていました。そういうシステムを生かしながら、今までやってきたことは継続しながら、子どもたちの漢字に対する理解度に対しての結果みたいなものは、教育委員会でも、しっかり確かめながら今後見ていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずトリアスと篠栗のバス停ですね、以前から建って雨が降り込むところに対しては、バス停である構造上の建築物はどこでもどうしても入ってしまうという問題があって、私になってどうにかできないかという模索はしたんですが、やはり建築基準法の問題等なかなか現状が難しいというのが一つあります。ただ、一方でまずトリアスの場合は、ああいうバス停自体は省かしています。当然そのバスが専用で通るための敷地っていうのが限られた中でバス停をつくとああいう形になったという経緯があるということは理解してますので、今後やはり1番大事なのは今後、バスの路線自体が、町内を回る路線自体っていうのも、果たして今のままでいいのかどうかっていう議論も踏まえて、そういうときに関して実際にあそこの場所じゃないときは当然それに改善はしていくというのも一つの方法だと思うし、篠栗駅についても篠栗のバス停のJRの土地の問題があったときですね、その際に新築をしたということでもあります。実際この状況を見て改善策っていうのは模索してるんですが、なかなかもう建て替えるっていうことしか今のところ方法がない可能性は高いなと思ってますんで、そういうものについては今後のタイミング等を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） まず、バス停の方から先に行きます。やはり考え方的なものだろうと思うとですよ。ですから、トリアスにおいても用地的に今あるバス停は縦長い感じなんですね。ですから、部分的に半分ぐらいをバスの来たときに乗り降りするところに使って、

半分ぐらいは待合室的なものとか、そういうことの中で考えるとかです。それから、JR篠栗駅のバス停についても同じような、スペース的には広くありますので、待合所とそれからバスの乗り降りするバス停という形の考え方、そういうことのいろんな形の工夫は必要じゃなかろうかと思うとですよ。それで、雨の降り込みとかは今までの西鉄バスの幹線のバス停は全部降り込みませんよ、今あるバス停は。それで後からの分で、そういう簡易的なバス停になってるから振り込んでいる。そういうこともありますので、併せて検討していただきたいと思います。

それから、漢字検定につきましては、漢字検定そのものが、残してくださいというよりも、それまでの過程、今教育長言われました、校内での検定とか、いろんなことがありますよということで、そういうことをまたいろんな形で検討してもらえばと思っております。ですから、今タブレットとかパソコンとかいろんな形ですぐ漢字が出てくるんですよ。しかしながら、頭の中には、ぼやっと漢字は分かって、書き順、それから本当の漢字の分がなかなか正確なものが出てこないんですよ。ですからそういうことで、それを続けてもらいたいし、またお母さんたち、保護者につきましても今自分の子どもがどの程度かということもそういう検定の中でいくと、少し頑張らないかんということ、家へ帰って漢字の練習もせないかんとか、いろんなものが出てこうと思うんですよ。ですから、教育長が言われる漢字検定があることによって、学力の差が出てくる。逆に無くなった方も学力の差が出てくるんじゃないかな。ですから、頭のいい子はタブレットでもすぐ漢字は覚えてしまうわけですよ。しかし、なかなかそうでない子っちゃうのはですね、やっぱり自分で書かんと覚えんとですよ。ですからそういうことにつきまして、再度検討をお願いします。これ3回目終わりですね。はい、よろしくをお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 阿部議員がおっしゃってる話も分かりますが、実際建ってるっていうのが今もうそういう状況になってますんで、そういう意味で私はお伝えをさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。なかなか相対的に見てやはり場所の問題とか、一つのアイデアをご意見いただいたと思います。そういうのも含めた上で引き続き考えていきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 漢字の指導につきましては国語の分野でもとても大事な分野ですので、これにつきましては、今後も授業、それから宿題等、担任の先生の目を通してしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 賛成か反対か。

○議長（只松秀喜君） 申し訳ありません。

では討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○4番（本田 光君） 議案第20号、令和7年度久山町一般会計予算について反対討論を行います。

国の2025年度、地方財政計画の特徴は、地方自治体に対して公的サービスの産業化を一層推進し、公共施設の集約化、統廃合、行政のデジタル化、マイナンバー関連の業務など、一層押しつけております。一方で能登半島地震の復旧、復興事業の抜本的強化や地方公務員の増員、学校給食費や子ども医療費など全国一律の助成制度創設など、地方が繰り返し求めている課題は、全く盛り込まれていません。物価高騰などの対策の政府方針は不十分であります。国の悪政押しつけから、住民の暮らし、福祉、介護、教育、農林業の支援強化対策等々が強く求められております。

久山町総合運動公園整備地方債、1,350万円。また、公園法面植樹業務委託料が300万円計上されております。これまで10億2,000万円ほどの投資が行われております。これまでの議会で、サッカー場野球場などは中止見直しをという指摘をしてきました。今後供用開始の前後を考えると、莫大な投資とランニングコストの見込みさえ見えない構想は、町がやる事業ではないと。完全見直しすべきである。農業振興費のオリーブ栽培事業もしかりであります。特に急がれる公共事業は山積してあります。一つには学校関係を含む公共施設の老朽化対策、二つ目には、防災対策の強化、三つ目が、久原山田両小学校のプール改修工事。四つ目には久山中学校の完全給食の導入などがあります。本予算の中に、総務費の一般会計管理費の平和事業補助金、また、民生費の子ども医療費支給対象を現行中学3年生までを4月1日から18歳までに引き上げる事業、これは一般質問でも評価いたしました。町指定可燃ごみ袋代1枚105円を令和7年度も1回限りでありますけれども、全世帯へ配布する予定だと言われております。これはこれでよいと思いますけれども、まず町民の願いは、1枚105円を10円でも20円でも引き下げてほしいという声大きい。このことは、

いろんなところから聞いております。従って予算書の款項目を見て、賛成評価できる点もたくさんありますけども、総合的に見て、賛成できない点が多々あります。

以上述べて反対討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 議案第20号令和7年度久山町一般会計予算につきまして、賛成討論をいたします。

まずは一般会計予算でございますので、経常費から全てのものが4月1日から稼働する必要があります。そのためにも賛成とあります。また、令和7年度一般会計予算歳入歳出予算の総額は、69億円で、前年度から5億2,300万円、8.2%の増であり、歳入は固定資産や町民税、ふるさと応援寄附金など、若干増を見込み、国県支出金等の活用に加え、町の基金を活用しながら、物価高騰対策および投資的事業を進めていく予算編成と計画となっている。物価高騰対策としまして、ごみ袋の全世帯配布および水稻農業物価高騰対策支援の実施、学校給食費の値上げ分1食当たり60円の補助計画、また、健康福祉では、子育てにつながるプロジェクト事業の体制づくりや、シニアチャレンジ応援事業への促進などの計画。また、教育分野では、久原小学校体育館の空調整備事業、首羅山遺跡ガイダンス施設の実施設計および用地購入計画。中学生対象に楽しみながら数学を学ぶ数学塾の開校、小学生を対象にキャリア教育応援事業など計画され、また産業暮らしの分野では、キャッシュレス決済導入支援、また町内産の木材活用を推進した林業振興の推進計画、そしてまた、橋本～古賀ノ脇線、町道の舗装打ち替え工事など、道路整備計画など、また、子ども育成会シニアクラブ対象に補助制度を新設し、町民相互のつながりをつくる機会を創出していくまちづくりという形で、この一般会計予算に期待するものが大きくあります。

よって、私は賛成討論といたします。

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第20号令和7年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

ここでこの場を一旦休憩といたします。

再開は2時55分、2時55分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時49分

再開 午後2時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第21号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第21号令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和7年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第22号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第22号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第23号 令和7年度久山町水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第17、議案第23号令和7年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 水道事業会計予算に対して質疑いたします。

水道施設運転維持管理委託ということで2,470万円、10ページに上がっておりますが、導入理由とメリット、デメリットについては詳しく議案説明会で受けました。今までは、異常が発生すると役場の方に連絡があり、課長または担当者に連絡があつて、その方が現場へ行って確認し、それから専門業者が対応するという形が、今後は異常発生があると、もちろん連絡はあるでしょうが、専門業者が直ちに対応可能ということで、スムーズに行くことはしっかり理解できます。心配されている、委託された専門業者は、私も対官庁で仕事をしておりました関係からよく理解しております、全てに信用が第1という姿勢で対処するので、安心安全だと思います。職員の方が夜であれ、休日であれ連絡を受けて対応するのは大変酷なことだと思います。このように今後も職員不足が考えられる中で、民間の力を利用していくのは良いことだと判断いたします。一つのウェルビーイング的な発想だと思います。ほかの部署でも可能なところは考えられてはいいと思いますが、今後のことでございます、いかがでしょうか。またついでに申し上げて申し訳ございませんけど、この次の下水道事業のマンホールポンプ維持管理についても同じだと考えていますけれども、その考えをお聞かせください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ありがとうございます。まず今議員のご指摘のように今後、職員の実際に業務をやっていく上での、やはり負担っていうのをいかに減らしていくかってなったときの一つの方法としてはやはり、アウトソーシングっていうのはやっぱり必要なことだと思いますんで、それに対してはこれからも導入していきたいと思っておりますし、あと、デジ

タル化ですね、それによって業務を、いかに職員負担を減らすかをやっていきたいと思  
います。あとマンホールの関係について実際、そちらについても今後の検討の一つにはなる  
んじゃないかなと思います。そのマンホールの点検については今後水道課ともいろいろ現  
状を含めながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 荒巻議員。

○8番（荒巻時雄君） 先ほど補正予算の方で阿部恒久議員が心配されて言われたこととまた  
重複するところもありますけども、ぜひそういうことも含めて、今後よろしく願いた  
いと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 久山町の水道事業会計ですね、会計とは直接関係あるかどうか分か  
りませんが、一般質問の中でもほかの議員が、やはり将来この久山町のこの安心安全でおい  
しい水、これが維持できるかどうかということで町長と意見を交わされたのを見ておりま  
した。町長の方にはまたこういったいろいろな久山町の将来を持っていろいろなことをま  
た企業会社と結んでくださってると思うんですが、やはり一般企業を入れることで安心安  
全でおいしい水がこのまま維持されるかと、それは私もうちょっと心配しています。た  
だ、今回この水道事業会計、担当課長の方からいろいろ説明も受けまして非常に分かりや  
すくて資料もいただきましてこれは非常によかったと思っておりますけれども、その中  
で、今後10年は値上げするということはないんじゃないかというふうな予測も受けており  
ます。そういうふうにとっていいのかどうかと、安心安全でおいしい水の維持、これは町  
長自身はどう考えてるかということをお聞かせいただけたらと思ってるんですが、いかが  
でしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず値上げについては当然そういうふうにならないように努めてい  
くというのは当然のことだと思います。ただ、予想しないような社会状況というのが、出  
てきた場合は可能性はあるかもしれませんが、できるだけ当然それは維持していく方向で  
当然考えています。あと実際、水の安全、当然水の安全ってのはもう皆さんにしっかり守  
っていくというのが大事です。ただ今荒巻議員が前におっしゃった話につながりますが、  
職員の負担を減らしながら、そしてなおかつ業務上そちらの方が効果が高いということで  
あれば、導入については考えていくというのは一般質問でも回答してますんで。その安全

を損なわないという前提で、当然それはやっていくべきだと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第23号令和7年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。

従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第24号 令和7年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議案第24号令和7年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和7年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第19、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件はお手元に配布しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第20、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件はお手元に配布しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配布しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第1号 久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（只松秀喜君） 日程第21、発議第1号久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出議員より説明をお受けいたします。

山野議員。

○7番（山野久生君） 発議第1号久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化および効率化を図るため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものです。主な改正内容につきましては、条文の書き換えや削除などです。以上の理由から、地方自治法第112条および久山町議会会議規則第14条第2項の規定によ

り、久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを提出しますので、可決していただきますようお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） これより提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

発議第1号久山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 陳情第2号 中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書

○議長（只松秀喜君） 日程第22、陳情第2号中学校にも小学校のような全員制給食の実施を求める陳情書を議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました陳情文書表のとおりです。

総務文教常任委員会に付託しましたので報告いたします。

お諮りします。

本陳情は閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って閉会中の継続審査とすることに決定しました。

この決定により、本陳情は3月定例会終了後次の定例会までの間、総務文教常任委員会において継続して審査されることとなります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第24、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項につきまして、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年第2回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時10分